

令和3年7月14日

各保護者 様

岐阜県立加茂高等学校長

令和3年度岐阜県公立高等学校等奨学給付金の案内について

このことについて、下記のとおりお知らせいたします。

申請を希望される場合は、申請書をお渡ししますので事務室へご連絡ください。

記

<奨学給付金の対象者>

- 1 高等学校等就学支援金を受給している世帯で次のいずれかに該当する場合
 - ・生活保護のうち生業扶助を受けている世帯
 - ・保護者等全員の県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯
- 2 家計急変による経済的な理由から保護者等全員の県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税に相当すると認められる世帯

※1の保護者等全員の県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であるかどうかについては、「所得・課税証明書」や「特別徴収税額の決定・変更通知書」等でご確認ください。

※給付金の詳細については、別紙「令和3年度岐阜県公立高等学校等奨学給付金について」をご確認ください。(対象者別に、1の対象者用と2の対象者用に2種類ありますのでご注意ください。)

<高等学校等奨学給付金受給申請書の提出について>

(1) 提出書類

- ・申請書(申請書一式は事務室で配布します。希望される方はご連絡ください。)
- ・各種証明書類(対象別に必要な書類が異なります。)

申請書一式の「提出書類確認表」でご確認ください。)

(2) 提出期限(対象別に期限が異なるのでご注意ください。)

- ・上記1 生活保護世帯・非課税世帯 … 令和3年9月10日(金)
- ・上記2 家計が急変した世帯 … 家計が急変した都度、随時受付

(3) 提出先

加茂高等学校事務室

(4) その他

- ・給付金は、令和3年12月中旬頃に申請者(保護者等)名義の預金口座に振り込みます。(授業料等の振替口座又は口座振込依頼書により指定された口座)
- ・給付金振込時点において学校諸費が未納となっている場合は、「同意書兼委任状」を提出していただくことにより、未納となっている学校諸費に充当させていただきます。

<連絡先>

加茂高等学校事務室 大坪・村上

TEL. 0574-25-2133



保護者の皆様へ

(公立高等学校等用)

令和3年度岐阜県公立高等学校等奨学給付金について

本制度は、高校生等がいる低所得世帯（生活保護受給世帯また県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯）を対象に授業料以外の教育費負担を軽減するため、世帯構成等に応じて、奨学のための給付金を支給する制度です。この給付金は返済不要です。

1 対象者および給付額

裏面（対象確認シート）をご確認ください。

2 提出期限

令和3年9月10日（金）必着

※家庭の事情により、早期支給をご希望される場合はご相談ください。

3 提出書類

① 申請書

② 保護者等の個人番号カードの写し等または所得課税証明書等 （（注）生活保護（生業扶助）受給世帯は生業扶助受給証明書）

※個人番号カードの写し等を提出する場合は本人確認書類（運転免許証）の提示もしくは提出が必要です。

※個人番号カードの写し等を提出する場合は、税申告が必要です、未申告の方は申告を行ってください。

※公立高等学校等就学支援金で同様の書類をすでに提出している場合は本申請での提出を省略できます。

※個人番号カードの写し等：個人番号カードの写し・個人番号通知カードの写し・個人番号の記載された住民票の写し・個人番号の記載された住民票記載事項証明書
所得課税証明書等：令和3年度の（所得）課税証明書・非課税証明書・特別徴収税額の決定・変更通知書
住民税の納税通知書

（注）高等学校等の専攻科に通う生徒の世帯は除きます。ただし、非課税世帯であれば、生活保護を受給しているかどうかに関わらず対象となります。

③ 同意書兼委任状

④ その他 家庭状況に応じて必要な書類

(1) 15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合

・健康保険証の写し（国民健康保険の場合は扶養申立書）

※兄弟姉妹が複数人いる場合は1名分のみ

※健康保険証の写しを提出する場合は、被保険者記号・番号を黒く塗りつぶす等し、記号等が見えないように提出してください。

(2) 学校諸費引落口座以外への給付金振込を希望する場合

・口座振替依頼書

4 個人番号カード等の取扱いについて

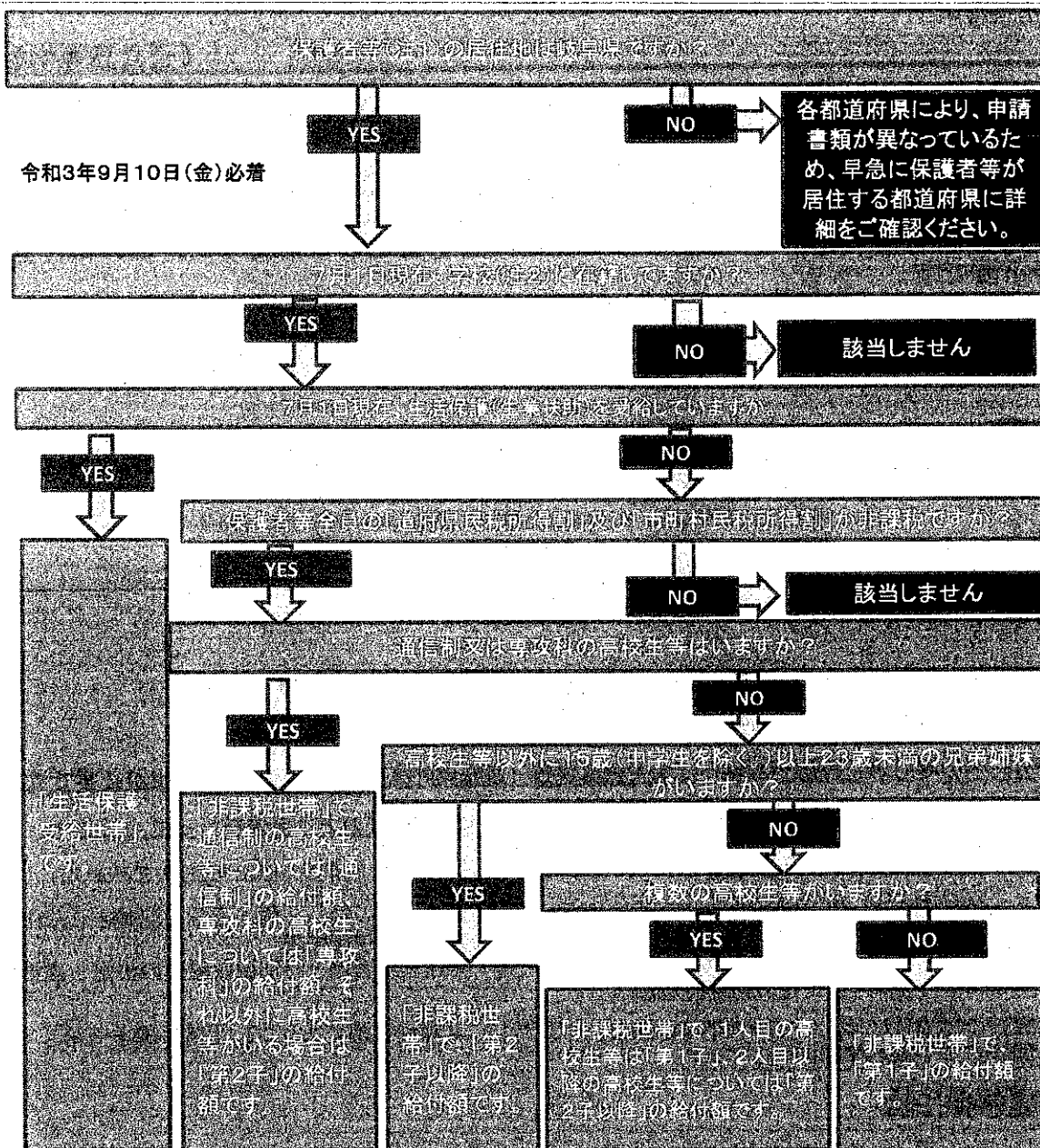
岐阜県公立高等学校等奨学給付金支給要綱に基づく事務手続を処理するために限って、個人番号カード等を使用し道府県民税所得割額および市町村民税所得割額を確認します。なお、公立高等学校等就学支援金ですでに個人番号カード等を提出している場合は当該個人番号カード等により確認することが可能です。

5 給付金の支給

12月初旬までに、申請者（保護者等）名義の預金口座に振り込みます。（早期支給をご希望する場合はご相談ください。）

なお、未納となっている授業料以外の教育費「学校諸費」がある場合は、学校長が受領して充当することがあります。

公立高等学校等奨学給付金 対象確認シート



給付額について(年額)

| | 全日制・定時制 | 通信制 | 専攻科 |
|----------------|----------|---------|---------|
| 生活保護(生業扶助)受給世帯 | 32,300円 | 32,300円 | 48,500円 |
| 非課税世帯(第1子) | 110,100円 | 48,500円 | |
| 非課税世帯(第2子以降) | 141,700円 | | |

(注1) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。

(注2) 条件によっては対象とならない場合があります。また、特別支援学校の高等部は対象外です。

高等学校就学支援金制度等との違い

就学支援金……………授業料を支払う代わりに学校に納められる補助金。返済は不要。
 岐阜県の奨学金…授業料以外の教育費のために高校生に貸与する。返済が必要。
 奨学給付金……………授業料以外の教育費のために保護者に給付する。返済は不要。

申請書類提出先・お問い合わせ先

岐阜県立加茂高等学校 事務室 TEL 0574-25-2133
 〒505-0027 岐阜県美濃加茂市本郷町2-6-78

保護者の皆様へ

(公立高等学校等用)

令和3年度岐阜県公立高等学校等奨学給付金について(家計急変)

本制度は、高校生等がいる低所得世帯（県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当と認められる世帯）を対象に授業料以外の教育費負担を軽減するため、世帯構成等に応じて、奨学のための給付金を支給する制度です。この給付金は返済不要です。

1 対象者

家計急変による経済的な理由から保護者等全員の県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に相当すると認められる者

2 提出期限

家計が急変した都度、随時受付

※家庭の事情により、早期支給をご希望される場合はご相談ください。

3 提出書類

① 申請書

② 保護者等の家計急変の事由を証明する書類

離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業届出等

③ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類

所得課税証明書の写し等（家計急変前）、会社作成の給与見込、直近3ヶ月の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等（家計急変後）

<世帯構成ごとの年収見込額>

| 世帯構成 | 寡婦（夫） | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 年収見込額 | 2,042,857円未満 | 1,714,286円未満 | 2,214,286円未満 | 2,714,286円未満 | 3,214,286円未満 |

※保護者等全員の年収見込額が、世帯構成（注）に応じた年収見込額未満の場合対象となります。

※保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります。

（注）世帯構成とは、本人と控除対象配偶者、扶養親族の合計人数となります。

④ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類

扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等

※健康保険証の写しを提出する場合は、被保険者記号・番号を黒く塗りつぶす等し、記号等が見えないように提出してください。

⑤ 同意書兼委任状

⑥ その他 家庭状況に応じて必要な書類

(1) 15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合

・健康保険証写し（国民健康保険の場合は扶養申立書）

※兄弟姉妹が複数人いる場合は1名分のみ

※健康保険証の写しを提出する場合は、被保険者記号・番号を黒く塗りつぶす等し、記号等が見えないように提出してください。

(2) 学校諸費引落口座以外への給付金振込を希望する場合

・口座振替依頼書

4 給付金の支給

審査完了後、随時申請者（保護者等）名義の預金口座に振り込みます。

なお、未納となっている授業料以外の教育費「学校諸費」がある場合は、学校長が受領して充当することがあります。

給付額について(年額)

| | 全日制・定時制 | 通信制 | 専攻科 |
|----------------|----------|---------|---------|
| 非課税相当世帯(第1子) | 110,100円 | 48,500円 | 48,500円 |
| 非課税相当世帯(第2子以降) | 141,700円 | | |

7月以降に家計急変により申請があった場合は、原則、事由が発生した日の属する月の翌月以降の月数に応じて算定した額を給付します。

高等学校就学支援金制度等との違い

就学支援金……………授業料を支払う代わりに学校に納められる補助金。返済は不要。

岐阜県の奨学金…授業料以外の教育費のために高校生に貸与する。返済が必要。

奨学給付金……………授業料以外の教育費のために保護者に給付する。返済は不要。

申請書類提出先・お問い合わせ先

岐阜県立加茂高等学校 事務室 TEL 0574-25-2133
〒505-0027 岐阜県美濃加茂市本郷町2-6-78